

仕 様 書

第 1 委託件名

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実施業務委託

第 2 目的

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、都庁舎を中心とした、西新宿エリア一帯におけるナイトタイム観光の活性化に向けた賑わいを創出するためのイベント等を実施するものである。また、イベント等の実施にあたっては、同エリアのステークホルダーが連携した取組を行うことで、経済的な波及効果を一層高めることにも資するものとする。

これにより東京の魅力を更に向上し、国内外からの誘客を促進することで、都内の経済発展に寄与するとともに、国際的な観光都市としてのプレゼンスを向上させることを目的とする。

第 3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

第 4 履行場所

本プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指定する場所（別紙 1「想定実施エリア」及び「第 5「東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト」の概要」に記載のとおり）とする。なお、本仕様書における西新宿エリアとは、基本的に別紙 1 に記載するコアエリアを指すものとする。また、コアエリアに隣接する連携エリアやその他周辺のエリアについても、本プロジェクトの実施にあたり当該地域の団体や事業者などからの協力が得られる場合には、この限りではない。

第 5 「東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト」の概要

本プロジェクトは、主に以下の 1 及び 2 に掲げるイベントの実施を中心とした構成とする。ただし、契約締結後の検討状況によっては実行委員会と受託者による協議のうえ実施内容を変更する場合がある。

1 西新宿エリア賑わい創出の取組

（1）実施日時

令和 6 年 11 月下旬～令和 7 年 1 月 1 日まで（予定）

（※期間・時間帯は、企画内容・構成により、実行委員会と協議のうえ決定すること。）

- (2) 実施場所
西新宿周辺エリア（都民広場、その他周辺施設等）
- (3) 主な対象者
西新宿の在勤者及び在住者、国内外訪都観光客など

2 年越しカウントダウンイベント

- (1) 実施日時
令和6年12月31日21時頃～25時頃（想定）
（※時間帯は、イベント内容・構成により、実行委員会と協議のうえ決定すること。）
- (2) 実施場所
メイン会場：東京都庁第一本庁舎 都民広場
サブ会場：その他周辺施設等
- (3) 主な対象者
都民、首都圏在住者、及び新宿近辺に宿泊する国内外観光客

第6 委託業務の内容

1 全体事項

- (1) 受託者は、本プロジェクトの目的を十分に理解し、限られた費用で最大の効果が得られるよう適切な業務運営を行うこと。
- (2) 受託者は、本プロジェクトの実施にあたり、より効果を高めるために西新宿エリアにおいて関係する団体や事業者などと連携を図り、エリア内での取組を一体的に実施すること。
- (3) 受託者は、エリアの特性を十分に活かし、東京や西新宿ならではの新しい年越しのスタイルを定着させるためのインパクトのある内容を実施すること。
- (4) 受託者は、本プロジェクトの実施にあたり、イベントへの参加者はもとよりイベント開催中の一般の通行人などに対する安全・安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと業務運営を行うこと。
- (5) 受託者は、本プロジェクトの実施にあたり、可能な限りダイバーシティやインクルーシブといった観点での配慮を行うこと。
- (6) 受託者は、本プロジェクトの実施にあたり、周辺環境への十分な配慮を行うこと。
- (7) 受託者は、本プロジェクトの実施にあたり、関係する官公庁などに対し、必要となる許可などの手続きを把握し、時期を逸することのないよう適切に対応すること。ただし、手続きの内容によって実行委員会と共同で対応することが望ましい場合には、実行委員会と協議のうえ進めること。
- (8) 受託者は、本プロジェクトの実施において事故等のトラブルが発生した場合には、受託者の責任において適切に対応すること。また、トラブルの発生時やその対応状況

については実行委員会に対して逐次報告すること。

2 実施体制

受託者は、本委託業務の履行にあたって以下の（１）～（４）を順守すること。

- （１） 本プロジェクトを最も効果的かつ効率的に実施するため、受託者のパートナー会社をはじめ、西新宿エリアにおいて協力が得られる団体や事業者などとの連携を含めた実施体制のもと、業務運営を管理すること。
- （２） 本委託業務について、契約締結後速やかに業務毎のスケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会の承認を得ること。
- （３） 受託者は、本委託業務を計画的に運営するため、実行委員会との定期的な打ち合わせを行うこと。
- （４） 受託者は、定期的な打ち合わせとは別に実行委員会からの求めがあった場合は、定期的に開催する実行委員会への参加や業務の進捗状況についての報告またはこれに係る資料の提出に適宜対応すること。

3 西新宿エリアの賑わい創出の取組

（１）賑わい創出イベントの企画

受託者は、西新宿エリアにおける年末時期にかけての賑わい創出のイベントを企画すること。イベントの企画にあたっては、以下のアからエに留意すること。

ア 新宿駅周辺から西新宿エリアへの来訪意欲の喚起や来街者の回遊性を向上させる工夫を取り入れること。

イ 周辺エリアで同時期に開催されるイベントと連携するなど、西新宿エリアの団体や事業者等と十分な連携を図り、エリア全体の賑わい創出や魅力向上に繋がる内容とすること。

ウ 企画の実施場所については、周辺環境に十分配慮し、実行委員会と調整のうえ、決定すること。

エ 後述のカウントダウンイベントへの期待感を抱かせ、イベント当日には多数の来場につながるような演出やプロモーションを実施すること。

（取組例）

- ・ コアエリアで一体感のあるイルミネーションを実施し、観光スポット化
- ・ 西新宿エリアのイルミネーション実施施設と連携し、点灯式等のオープニングセレモニーを実施
- ・ 西新宿エリア内で一定の広さの会場を確保し、デジタルアート、イルミネーション等の作品を展示
- ・ 近隣の観光スポットや、同時期に開催するイベント等をまとめた周遊マップの制作・配布

(2) 賑わい創出イベントの運営

受託者は上記(1)で企画したイベントを主体となって運営すること。なお、運営にあたっては、以下のアからコに留意すること。

ア 本イベント全体の運営計画(会場計画、動線計画、設営撤去)作成

※本番の概ね1ヶ月前に提示すること。

イ 西新宿エリアの団体や事業者等との調整

イベントの実施にあたっては西新宿エリアの団体や事業者等と事前に十分な調整を行い、円滑な運営を行うこと。

ウ 関係する官公庁等への許可申請等

交通管理者、道路管理者等関係機関へ必要な申請、調整等を行うこと。

エ イベント期間中の運営マニュアル作成

イベント期間中は全体の運営マニュアルを作成のうえ、主催者及び西新宿エリアなどの団体や事業者等へ共有すること。

オ イベント期間中の安全対策

イベント期間中は、イベント参加者及び一般の通行人などの安全対策を講じること。また、万が一トラブルや事故が発生した場合には適切な対応が行える体制を講じること。

カ 外国人も含めた来場者を想定した運営内容にすること。

キ 会場周辺の住民や事業者などへの事前通知や調整交渉

ク 各種苦情等への対応

ケ 雨天時の中止判断や雨天時実施マニュアルの作成等、雨天対応対策の実施

コ その他、企画内容の実施にあたり必要な進行表・台本・緊急時マニュアル等の作成

4 年越しカウントダウンイベント

(1) 年越しカウントダウンイベントの企画

受託者は、上記第5の2に記載する基本的な項目をもとに、年越しをオンタイムで祝いイベントを企画すること。また、イベントの企画については以下のアからオに留意すること。

ア 東京都庁第一本庁舎の壁面を使用した常設のプロジェクションマッピングの機能をもとに新たな映像コンテンツを制作し、有効に活用すること。なお、制作するコンテンツに関しては後述「(2) プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作」のとおりとする。

イ イベントにおける各種プログラムについては、伝統・文化、革新性、先進性など、

世界に誇る東京の魅力を効果的にPRすること。

ウ イベント開催時間中は、プログラムを複数実施するとともに、メイン会場となる都民広場に加え、周辺の施設や道路空間なども活用し、参加者を飽きさせない工夫を講じること。なお、実施場所については、周辺環境に十分配慮し、実行委員会と調整のうえ、決定すること。

エ 年越しのタイミング（日本時間：12月31日24時）においては、プロジェクションマッピングをはじめ、華やかな演出を取り入れ、参加者が一体となって盛り上がるカウントダウンを行うこと。

オ 本プロジェクトの目的や上記の内容を踏まえ、テーマやコンセプトを設定した上で各種プログラムや演出方法などを講じること。

（プログラム例）

- ・「江戸」「和」をテーマとしたステージ演出・ライブパフォーマンス
- ・著名アーティスト等の起用
- ・プロジェクションマッピングと連動した演出

（２）プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作

受託者は、今回のイベント等で利用する新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを制作すること。制作にあたっては、以下のアからコに留意すること。

ア 受託者は、以下の要素を取り入れ、新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを制作すること。

（取り入れる要素）

- ・新年を迎えることへの祝祭感や、都市の成長・発展のイメージとともに東京の魅力や良さが感じられる映像
- ・東京や日本ならではの伝統的な芸能や文化を表現した映像
- ・アニメをはじめ、ゲームや人気アーティストの楽曲など世界をリードする日本のコンテンツを用いた映像
- ・単なる静止画に留まらず、投影する壁面の特徴を生かしたプロジェクションマッピングならではの技術を駆使した映像
- ・ステージでの各種プログラムに合わせ、音楽などと組み合わせることで躍動感の溢れた映像

イ 上記アを踏まえ、以下の①から④に掲げる場面で活用する映像を制作すること。なお、このほかにも各種プログラムの内容に応じて演出上効果のある映像を制作することを妨げない。

- ①ステージイベントと連動した映像
- ②年越しまでのカウントダウン映像
- ③年明け後、新年を祝福する映像
- ④イベント当日に加え、イベント実施後の一定期間も、東京プロジェクションマ

ッピング実行委員会が実施している都庁舎の常設プロジェクションマッピングで投影できる、5分程度の映像（※内容は、実施中の常設プロジェクションマッピングの映像を踏まえ、重複感やクオリティ差が生じないように留意すること。）

ウ コンテンツの制作においては、国内外でプロジェクションマッピングのコンテンツ制作の実績があるクリエイターやクリエイティブディレクターを積極的に活用すること。

エ プロジェクションマッピングの投影場所・使用機器は、別紙2「プロジェクションマッピング投影概要」のとおりと想定し、制作すること。

オ コンテンツ制作にあたって必要となる計測データ及び3DCGデータについては、実行委員会から別途提供する。

カ コンテンツ制作過程においては、絵コンテ、サンプル映像などを用意し、進捗状況に応じて実行委員会のチェックを受けるものとする。なお、コンテンツ内容の最終決定に至るまでは実行委員会において検討する時間も考慮したスケジュールを見込むこと。

キ 必要に応じて都庁第一本庁舎におけるプロジェクターの運営等を行う事業者（以下「プロジェクター運営事業者」という）と連携し、本番上映前に投影テストを実施すること。投影テストの実施に関わる経費については本委託に含むものとする。

ク 制作するコンテンツにかかる知的財産権の調整を行う場合は、実行委員会または実行委員会が指定する者において二次利用が可能な期間として最大で5年間確保すること。なお、コンテンツ毎の知的財産権にかかる調整は実行委員会と協議の上、決定すること。

ケ 制作したコンテンツのデータは、実行委員会が指定するファイル形式により電子記録媒体に保存するなどして納品すること。

コ プロジェクター運営事業者と十分に連携し、円滑にプロジェクションマッピングの投影が出来るようにデータの納品等を行うこと。

（3）飲食ブースの設置運営

受託者はイベント当日に参加者が利用できる飲食物を提供するための設備を設けること。なお、提供する飲食物については以下のアからキに記載する内容に留意すること。

ア 飲食物の種類

提供する飲食物の種類は軽食や冷・温飲料などをベースに多種類を用意すること。なお、東京の特産物や地元事業者の活用など、地域のPRに繋がるものも含めることが望ましい。

イ 飲食物の提供場所

イベントのメイン会場や周辺施設の空きスペースを活用し、原則はキッチンカ

一による飲食の提供を行うこと。また、必要に応じてベンチやテーブルなどを設置し、休憩場所としての機能も付加すること。ただし、都民広場内についてはイベントの観覧スペースの確保も考慮すること。

ウ 飲食物の提供規模

イベント中の飲食物の提供量の規模は、参加者の想定数を見込んだ上で必要な規模を見積もること。

エ 飲食物の提供方法

参加者などへ提供する飲食物は有償での販売を想定し、飲食物の販売により得た売上金については受託者及び飲食物提供者の間で適切な手続きのもと管理すること。なお、受託者自らが本委託契約金額の中から飲食物の提供にかかる費用を負担する場合には、売上金による費用との相殺など実行委員会と協議の上で適切な経費処理を行うこと。

オ 関係機関への各種申請手続き

消防届出や食品衛生法に定める営業許可等、各種法令に基づき必要となる手続きを関係機関に対して行うこと。

カ ゴミの不法投棄対策

飲食物を購入した参加者などが飲食できるスペースを確保した上で、ごみ箱を設置するなど、食べ残しや使用済み容器等の投棄によるゴミの散乱を防止すること。

キ 一般通行人などの安全配慮

イベント開催中の飲食物の提供に際しては、イベント参加者以外の一般の通行人などに支障が生じないようキッチンカーの配置などにおいて配慮すること。

(4) 会場運営

受託者は、イベントを主体となって運営すること。なお、運営にあたっては以下のアからコに記載する内容に留意して実施計画を策定し、円滑な運営を行うこと。

ア 本イベント全体の運営計画（会場計画、動線計画、設営撤去）作成

※本番の概ね1ヶ月前に提示すること。

イ 関係各所への申請等

ウ 運営計画に則った、準備、設営、監修（現場監督）

エ 運営マニュアル作成

オ 進行表、MC・ナレーション台本などの作成

カ 救急・救護対応、地震や大雨・豪雪、災害時等の緊急対応とその事前準備

※緊急時の連絡体制を事前に構築の上、実行委員会に提示すること

※中止・縮小の際には、直ちにその旨を実行委員会及び来場者等に周知できる体制を事前に整えること

※その他、実行委員会が中止・縮小を判断した場合、実行委員会の指示に従うこと

キ 外国人も含めた来場者を想定した運営内容にすること

ク 多数の来場者が集中する可能性も考慮し、安全な動線を確保することに留意すること

ケ 会場周辺の住民や事業者などへの事前通知や調整交渉

コ 各種苦情等への対応

サ 雨天・積雪時の中止判断や実施マニュアルの作成等、雨天・積雪対応対策の実施

(5) 会場設営

受託者は、上記(1)において企画するイベントの効果的な演出やイベント当日の天候などを想定し、必要となる各種機材などによる会場の設営を行うこと。なお、以下のアからシに記載の内容に留意し、安全で魅力のある会場を設営すること。

ア 上記(4)において作成した運営計画に則り、イベント実施のため必要な機材・仮設物等の調達から設置、運営を適切に行い、進捗管理を怠らないこと。

イ 機材を設置するための足場やトラスなどの構造物を手配し、設置すること。

ウ パフォーマンス用のステージ等を設置すること。

エ オペレーションやスタッフ用のプレハブやテント等を設置すること。

オ イ〜エの他、イベント実施のため必要な機材・仮設物等を設置すること。

カ 雨天・積雪時のステージ上テントの設営や、その他備品の用意等、雨天・積雪対応の対策を実施すること。

キ 機材の風雨・積雪対策、転倒防止対策を行うこと。

ク 作業中及びイベント実施中を含め、来場者、関係者の安全を確保すること。

ケ 来場者が各種機材・仮設物等への接近や接触をしない措置を取ること。

コ 設営期間中、都庁舎常設プロジェクションマッピングの投影がある場合は、観覧場所や動線について、東京プロジェクションマッピング実行委員会と十分に調整を行うこと。

サ 設営場所の管理者と十分調整を行うこと。

シ その他実施に必要となる仮設物は実行委員会と協議の上設置、管理、撤去、処分すること。

(6) 照明

ア 照明機材選定、及びそのシステム設計をすること。

イ 照明計画を作成すること。

ウ 各種照明機材の設置・配線及び制御をすること。

(7) 電気機材・技術関係

ア 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成をすること。

イ 発電機もしくは電源車の手配をすること。

ウ 各種機材設置箇所への配線と電源供給をすること。

エ 発電のために使用する燃料の供給をすること。その際、バイオ燃料等環境に配慮した燃料を使用すること。

(8) プロジェクションマッピング用映像機器・オペレーション

プロジェクター運営事業者と連携し、以下、ア～コを実施すること。

ア プロジェクションマッピングが、計画通りに上映でき、かつ鮮明で効果的な映像の映り方と見え方に整えること。

イ 効率的な電気の使用、現場での安定的なオペレーションができる各種機材構成、システム設計を行い、その手配と設置オペレーションまでを総括して行うこと

ウ 別紙2で示した投影エリアを 100 lx程度で投射できるようにプロジェクターの投影デザインを行うこと。

エ プロジェクター等の機器調達にあたっては、東京プロジェクションマッピング実行委員会で既に調達している別紙2の機器を使用した上で、不足分を新たに調達すること。

オ プロジェクターとそのレンズ、映像周辺機器の選定、設置投影方法、配線などのプランニングをすること。

カ 映像送出用メディアサーバーの選定、音響や照明を含めた周辺機器類の総合的なシステム設計をすること。

※機材トラブル時は速やかに交換、復旧が可能な機材・システム設計で上映に支障を来さないこと。

キ プロジェクションマッピング等の各種キャリブレーション作業で、映像を適正な状態に投影調整をすること。

ク 各種上映に関わる素材（映像、音楽、インフォメーション等）の実装とプログラミング、再生送出制御、その他各オペレーションを行うこと。

ケ 映像関係機器以外との連携

※各種機器は、風雨・積雪、温度変化や湿度、各種天候によって機器破損のない状態で設置すること

※音響へ音声信号を送出または音声信号を映像と遅滞なく連動すること。

コ その他、上映コンテンツやプログラムと連携した機材やシステム選定を行うこと。

(9) 音響

以下、ア～エを実施すること。

ア 音響機材選定、及びそのシステム設計をすること。

イ 各種音響機材の設置・配線及び調整・制御をすること。

※周辺の住宅などへの騒音被害を起こさない音場設計をすること。

ウ ステージMC、アナウンス、ライブ等の音響設備の手配を必要に応じて行うこと。

エ 各種セレモニー等のオペレーション、希望取材班への音声ライン提供を必要に応じて行うこと。

(10) 警備体制

受託者は、イベント参加者をはじめ会場周辺の施設利用者などの安全を確保するための警備体制を整備すること。なお、以下のアからコに記載する内容に留意し、万全の体制を構築すること。

ア 会場全体の警備計画作成

イ 警察や周辺との調整

ウ 会場、周辺道路、危険箇所の警備（エリアを図示？）

エ 設営時（夜間含む）警備（機材会場保護、案内）

オ 駐車場・搬入車両警備（交通誘導警備）

カ VIP 対応警備

キ 都庁第一本庁舎エレベーターホールセキュリティゲート付近警備

ク 緊急時避難対応

ケ 各種警備手配（人材、機材、資材）

コ その他本イベントを安全に運営する為に必要となること。

（１１）救護体制

急病人や怪我人に即応できるよう、救急救命士または看護師の有資格者およびAED（自動体外式除細動器）を配置すること。また、周辺の病院等にイベント日時・概要を共有するなど、緊急搬送等に備えた事前調整を行うこと。

５ 各種プロモーション

受託者は、本プログラムの目的を踏まえ、国内外に向け多角的かつ戦略的な計画に基づき効果の高いプロモーションを実施すること。なお、以下の（１）から（８）に記載する内容をもとに各種プロモーションの計画を立案し、それらの実施による成果を着実に上げること。

（１）全体事項

以下、ア～エを実施すること。

ア プロモーションの対象は、主に国内及び欧米豪を中心とした海外都市の住民とし、本プログラムによる東京の魅力を効果的に発信することで訪都旅行への意欲を喚起するものとする。

イ プロモーションの手法については、上記アの対象者を国・地域、年齢層、職業、趣味で分類するなど多様な媒体を活用すること。

ウ プロモーションにあたって使用する言語は日・英とする。なお、各種媒体に掲載する記事については、事前に実行委員会の承認を得た上で掲載すること。また、英語での記事作成においては実行委員会の承認を得る前にネイティブチェックを行うこと。

エ プロモーションで使用するデザイン等は、意匠権、著作権、商標権など他者の権利を侵害していないことを事前に確認すること。

(2) イベント愛称等の考案

第6の1・2のイベント名称について、広く親しみやすく呼びやすい愛称をそれぞれ3通り考案し、提案すること。その際、意匠権、著作権、商標権等他者の権利を侵害していないことを確認すること。なお、愛称の最終的な決定は実行委員会と協議の上決定すること。

(3) キービジュアル

本プログラムの目的やイベント内容などを踏まえ、国内外において発信力のある著名人を起用するなどPR効果の高いキービジュアルを制作すること。なお、キービジュアルについては複数案を制作し、事前に実行委員会の承認を得たものを使用すること。

(4) 特設サイトの設置・運営

以下、ア～オを実施すること。

ア 本プログラムにかかる特設サイトをWEB上に製作し、運営すること。

イ 特設サイトでは、キービジュアルをベースとし、主にイベントや西新宿エリアの情報はじめ、イベント実施後のプロモーション映像などを掲載すること。

ウ 特設サイト上でイベントの参加申込ができるシステムとすること。

エ 荒天等によりイベントが急遽、中止になった場合、迅速に中止であることをホームページ等に掲載することが出来る体制を整えておくこと。

オ アクセス集中によるサーバーダウン等のトラブルへの対策を講じること。

カ 特設サイトの開設にあたっては、別紙3『東京都公式ホームページ作成に関する統一基準』準拠に係る標準特記仕様書」、別紙4「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（令和5年4月）」、別紙5「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に準拠すること。

(5) 制作物等

以下、ア～エを実施すること。

ア 当事業の魅力が伝わる印刷物（ポスター、チラシ、DM、会場リーフレット）をデザイン、制作すること。

イ WEB広告、デジタルサイネージ用素材（画像・動画）等をデザイン、制作すること。

ウ デザインはキービジュアルをベースとし、サイズ等の仕様は用途に沿ったものとする。

エ 各種制作物に掲載する情報については、事前に実行委員会と協議の上決定すること。

(6) プレスリリース及び取材案内

以下、ア～ウを実施すること。

ア 海外メディアに対し、本イベントについて事前（取材案内）・事後リリースを行

うこと。

イ プレス関係の問い合わせ対応や調整を行う広報窓口（担当者）を置き、原則メール対応を行うこと。

ウ 特に海外メディアによる報道に繋がるよう、案内を行ったメディアに対し、イベントの様子をレポートとして纏め、国内外のメディアに対して翻訳の上、配信する等イベント後にパブリシティ活動を行うこと。

（７）海外メディア等向けのプロモーション映像

以下、ア～ウを実施すること。

ア 本イベントの様子も含めた東京のナイトタイム観光の魅力をPRするためのプロモーション映像を制作し、CNN 等海外の主要メディアにおけるCM等で放映すること。

イ 制作する映像は30秒尺に編集したものとする。

ウ 上記ア及びイにより制作した映像は、国内外向けのSNSでも使用できるよう編集すること。

（８）生中継・画像及び映像の撮影

以下、ア～ウを実施すること。

ア YouTube 等でのライブ配信用の映像を撮影し、リアルタイムで配信すること。

イ 記録用の映像や写真を撮影すること。

ウ その他実行委員会が次年度以降の事業実績報告やプロジェクションマッピング事業について広報する際に使用できるように考慮すること。

6 協賛企業等の募集

企画内容の充実及び地域との連携強化を目的として、企業等から協賛を募り、活用すること。なお、以下（１）～（６）に留意すること。

（１） 広く募集を行うこと。募集にあたっては、協賛内容に応じた露出等の条件を明示するなど、企業等が集まりやすい工夫を実行委員会と協議しながら、計画を策定し、実行すること。

（２） 協賛内容は、資金、物品、企画とすること。

（３） 協賛内容に応じた露出等の条件を実行委員会と協議の上、決定し、募集用の案内資料を作成すること。ただし、原則、イベント名称に協賛事業者名等を付記することはできない。

（４） 協賛を希望する企業等は、実行委員会と契約を締結し、実行委員会指定期日までに、資金協賛の場合は実行委員会指定口座への振り込みを行い、物品協賛の場合は協賛物品を納品し、企画協賛の場合は企画を実施すること。

（５） 協賛金を原資とする企画の内容や協賛金の取扱いについては、実行委員会と受託者との間で別途覚書等を取り交わすこととする。

- (6) 予定した規模の協賛が確保できなかった場合、既に企画を公表しているなど企画の中止が困難なときは、自己の責任において当初企画を確実に実施すること。

7 問い合わせ窓口

本イベント全体についての問合せを受ける窓口と担当者を置き、以下、(1)～(4)を実施すること。

- (1) 当事業の情報解禁当日から対応すること。
- (2) オンライン（メール）及び電話の窓口を設置すること。
- (3) 本イベントに関するあらゆる問い合わせや苦情等に対応すること。

※広報関係の窓口は別途設けること。

- (4) 対応した問い合わせは記録を残し、実行委員会へ適宜共有・報告すること。

8 効果測定

以下、(1)～(3)を実施すること。

- (1) 来場者の集計を行うとともに、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。

アンケートの実施に当たっては、事業の目的に鑑み、本事業の効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に実行委員会の承認を得た上で実施すること。

- (2) 本委託業務の実施効果を把握するため、効果的な効果測定の指標（イベント・キャンペーン参加者数、メディア露出件数、SNS シェア数、参加者へのアンケート等）、方法、目標値等を検討の上、効果測定を行うこと。
- (3) 次年度以降の事業企画・実施を見据えた課題整理や改善策の取りまとめを行うこと。

9 経済波及効果の推計

以下、(1)～(5)を実施すること。

- (1) 本イベントについて、「東京都産業連関表経済波及効果分析ツール」（東京都総務局統計部）などに基づき、経済波及効果（生産誘発額、粗付加価値誘発額及び就業誘発効果）を推計すること。推計に必要なデータは、受託者において収集すること。なお、必要に応じて実行委員会からデータを提供することとする。
- (2) 推計に当たっては、観光消費額及び産業連関表（東京都、総務省発行）、その他の統計資料等を用いて、観光消費による生産誘発額、粗付加価値誘発額及び就業誘発効果を推計すること。統計資料はいずれも最新版のものを使用すること。なお、推計手法については、あらかじめ実行委員会と協議すること。

- (3) あらかじめ、本イベント実施前に事前の推計を行うこと。また、推計結果等について実行委員会に説明を行い、承認を得ること。
- (4) 本イベントの実施後、実施結果に基づき改めて推計を行うこと。また、「10 報告書」で後述する報告書の提出に先立ち、推計結果等について実行委員会に説明を行い、承認を得ること。
- (5) 実行委員会の求めに応じ、調査の進捗状況等について随時報告を行うこと。

10 報告書

本事業の実施結果について、総括した報告書を実行委員会に提出すること。報告書には、上記「8 効果測定」「9 経済波及効果の推計」の内容を含めるとともに、本事業の実施を通じて得られる様々なデータの分析を行うこと。併せて、本事業実施を受けて、今後都内でプロジェクトマッピングを面的に広げていくためのアイデア、道筋についても提示すること。

11 保険の加入

イベント等の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険に加入し、これに関わる費用は受託者が負担すること。

第7 成果物

受託者は、本契約に基づき作成した納品物・成果物等について、下記の通り定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上定めるものとする。なお、提出方法は紙(正副2部)及びDVD等の媒体(※容量に応じて、CD-R、DVD、Blue-Ray、HDD、SSD等のメディアで提出すること。)に格納した電子データ(作業可能なデータ形式及びPDF形式)とする。また、電子データについてはウィルスチェックを施した上で提出すること。

区分	納入物品	提出期限
共通	① 実施計画書	契約締結後速やかに提出
出 販 イ イベント ン わい ト 創	② 運営計画	イベント実施の概ね1か月前
	③ その他本イベントの実施に関して必要な計画書、作成物等	別途協議
ダ 年 ウ 末 ン カ イ ウ ン ト	④ 運営計画	イベント実施の概ね1か月 半前
	⑤ 照明計画、配線計画、警備計画	
	⑥ その他本イベントの実施に関して必要な計画書、作成物等	別途協議
共 通	⑦ 経済波及効果(事前の推計)	イベント実施の概ね2か月前
	⑧ プロモーション計画、協賛計画	イベント実施の概ね2か月前
	⑨ 業務の実施報告書	速報版: イベント実施後速やかに提出 完成版: 2025 年 2 月中旬頃
	⑩ 記録写真、動画等	
	⑪ 本事業を通じて権利化した成果物	

第 8 支払い方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出する。適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払いをする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第 9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む) は、実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会及び実行委員会か

ら許諾を受けた第三者に対してもこれを行使しないことに同意するものとする。

- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第 10 再委託の取扱い

- 1 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第 11 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第 12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、実行委員会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 6「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

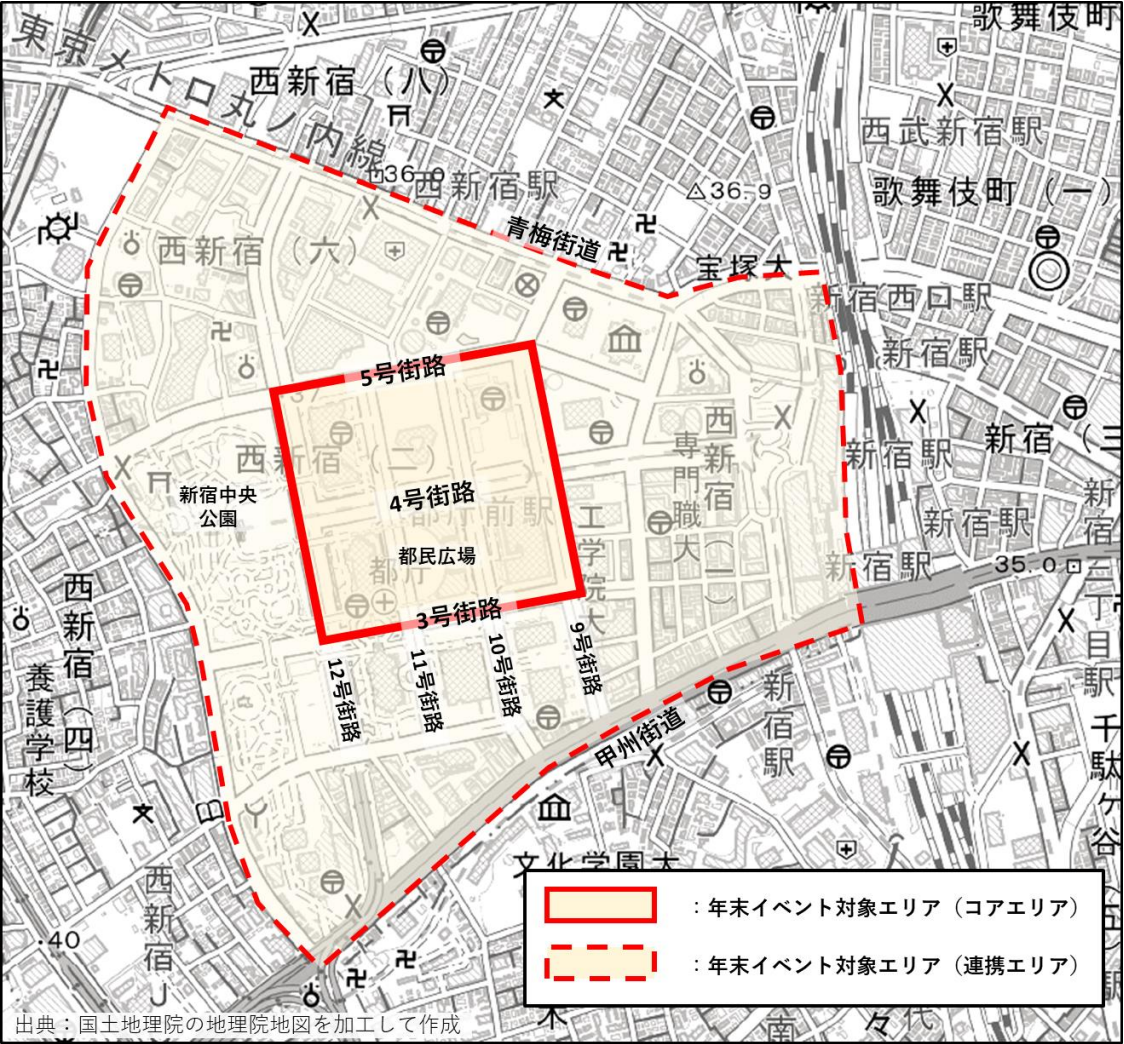
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第 14 その他

受託者は、業務の詳細について、実行委員会の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、実行委

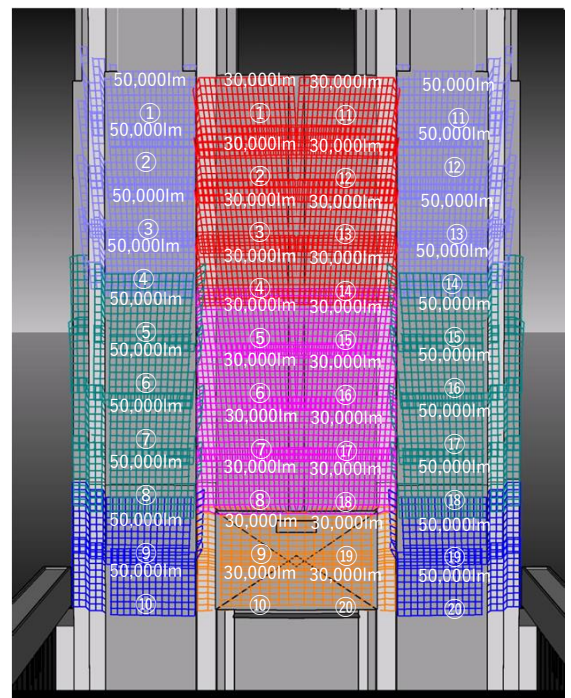
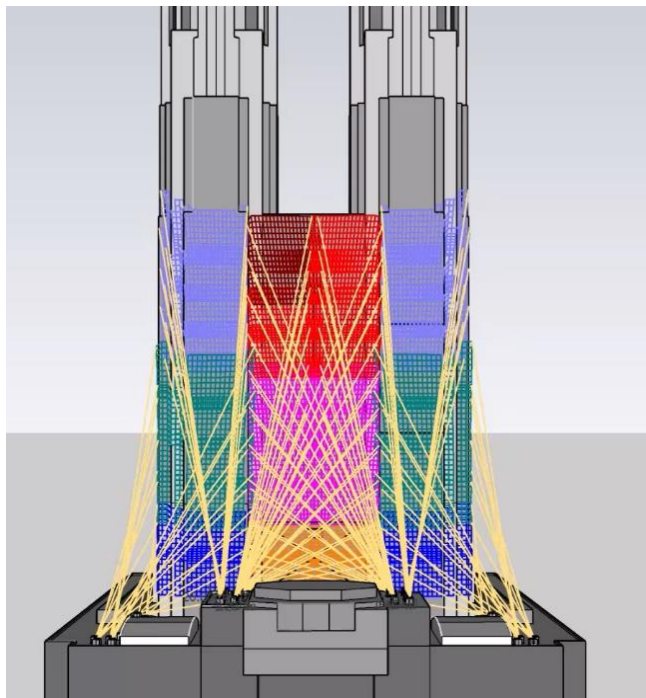
員会と事前に協議すること。

別紙1（想定エリア）

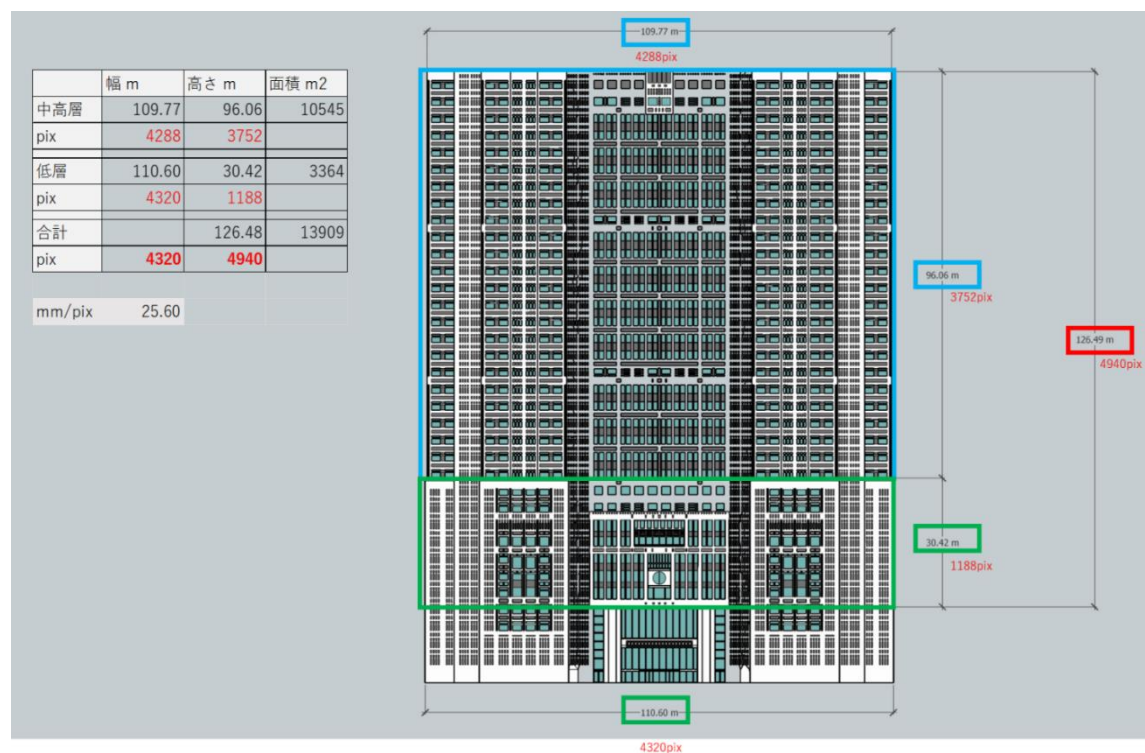


別紙2 (プロジェクションマッピング投影概要)

○投影エリアのイメージ



○ピクセルマップイメージ



○投影等に関する機器の一覧

機器	機種・台数
プロジェクター	PT-RQ50KJ 20 台 (50,000 1m) PT-RZ34KJ 20 台 (30,000 1m)
センター装置	WATCHPAX64C
音響機器	WS-LA500AWP 11 基 (1 基／2 台。都庁通り下に設置)